

## 久喜市小規模契約希望者登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小規模な契約について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図るために実施する、市内業者の登録（以下「久喜市小規模契約希望者登録」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (登録できる者)

第2条 久喜市小規模契約希望者登録に登録できる者は、市内に主たる事業所を置く者とする。ただし、適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとする。

### (登録できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、久喜市小規模契約希望者登録ができない。

- (1) 市内に主たる事業所を置かない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 久喜市が行う競争入札に参加する者の必要な資格等（平成22年3月23日告示第22号）に基づく資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

### (受付の期間等)

第4条 久喜市小規模契約希望者登録及び変更または取下げの受付は、久喜市の休日を定める条例（平成22年3月23日久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く執務時間内に行う。

2 久喜市小規模契約希望者登録の受付窓口は、総合政策部財政課及び各行政センターにおいて行う。

### (登録の有効期間)

第5条 久喜市小規模契約希望者登録の有効期間は、この要領の施行日から、平成22年3月31日までとする。その後は、2年ごとに改めて申請により登録するものとする。ただし、平成26年4月1日以降の登録者については、登録日からこの制度が存続するまでの期間を登録の有効期間とする。

### (登録の抹消)

第5条の2 市長は、登録者が次の各号に該当することとなった場合は、登録

を抹消することとする。

- (1) 第3条第1項の各号に該当することとなったとき。
- (2) 久喜市小規模契約希望者登録名簿に登録されている者から抹消の届（様式第2号）が提出されたとき。
- (3) 登録された所在地や連絡先において登録者と連絡を取ることができない状況となったとき。
- (4) 倒産、破産、廃業など、事業の継続が困難であることが判明したとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(登録者の取り扱い)

第6条 市は、申請書の審査を行い、「久喜市小規模契約希望者登録名簿」に登録し、全庁に公開すると共に、一般にも公開するものとする。

2 市は、次条に規定する対象となる契約に係る業者選定に際し、前項に規定する名簿に登録された市内業者を積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、久喜市が行う競争入札に参加する者の必要な資格等に基づく資格者名簿登録者の選定を否定するものではない。

(対象となる契約)

第7条 この登録に際し、特に法的に必要な登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査であるので、選定の対象となる工事及び修繕等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるものに限定するものとする。

2 前項に規定する内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である工事及び修繕等とは、契約金額が、久喜市契約規則（平成22年3月23日久喜市規則第65号）第18条各号に定める範囲内で随意契約によることができる工事及び修繕等とする。

(契約保証金)

第8条 「久喜市小規模契約希望者登録名簿」に登録された者との契約締結に際しては、久喜市契約規則第27条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月25日から施行する。